

直監第254号
令和4年12月12日

直方市監査委員 大場亨
直方市監査委員 田代文也

定期監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項によりその結果を提出し、かつ、公表する。

記

1. 監査の対象 直方市選挙管理委員会事務局

① 監査の期間 令和4年 11月 1日から
令和4年 11月 30日まで

② 日程及び実施場所
● 概要聴取 令和4年 10月 26日（監査委員事務局）
● 備品検査 令和4年 11月 15日（選挙管理委員会事務局執務室）
● 監査講評 令和4年 12月 12日（監査委員事務局）

2. 監査の方法

今回の定期監査は、令和4年度（令和4年9月末日現在）における直方市選挙管理委員会事務局の所管に係る財務事務等を対象に関係資料の提出を求め、職員から説明を聴取し実施した。

3. 監査の着眼点

- ① 前回の指摘・注意助言事項の検討・改善が行われているか。
- ② 予算執行、収入、支出及び財産の管理等の事務は適切かつ効率的に行われているか。
- ③ 事務事業の執行にあたっては、住民の福祉の増進、市民負担の軽減、市

民サービスの向上に努めているか。

- ④ 事務事業の執行が法令、条例、規則、予算及び議決等に基づきなされているか。
- ⑤ 文書の処理方法、諸帳簿の記帳整理は適正に行われているか。
- ⑥ リスク管理（チェック体制）の整理は適切に行われているか。また、その体制は有効に運用されているか。
- ⑦ その他特に必要な事項

4. 監査の結果

指摘項目	指摘の内容	指摘の根拠	監査委員意見
公印について	現在使用されている公印のうち、公印台帳への登録や直方市選挙管理委員会規程への記載がなされていないものがある。	<p>直方市選挙管理委員会規程第19条第1項 公印の名称、書体、形状及び寸法は、別表第1のとおりとし、そのひな形は、別表第2のとおりとする。</p> <p>第2項 公印の取扱いについては、直方市公印規則の例による。</p> <p>直方市公印規則第5条 公印の保管及び取扱いは、厳正かつ確実に行わなければならない。</p>	規定に沿った適正な管理をされたい。

文書事務及び、財務の執行は概ね適正であったが、一部の事務において改善、検討を要する事項が見受けられた。これらについては適正な事務処理を行うとともに、法令、条例、規則に基づき万全を期されるように望むものである。